

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の実施状況

単位：千円

No.	交付対象事業の名称	所管	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	総事業費 A	補助対象 事業費 B	臨 時 交付金	起 債 予定額	その他	国 庫 補助金 C	その他 (一般財 源他) D	成果目標	地域住民への 周知方法 (HP、広報 紙など)
1	低所得世帯に対する物価高騰対応重点支援金給付事業【物価高騰対策給付金】	健康福祉課	①物価高が続く中で令和6年度に新たに低所得世帯(住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯)になった世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②令和6年度に新たに低所得世帯になった世帯への給付金 ③給付金総額 令和6年度に新たに低所得世帯になった世帯に対して100千円/世帯を支給 102世帯×100千円/世帯=10,200千円 ④令和6年度に新たに低所得世帯になった世帯(102世帯)	R6.6	R7.3	10,200	10,200	10,200					町が把握する対象世帯の100%に給付	HP 広報紙 個別通知
2	低所得子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援金給付事業【物価高騰対策給付金】	健康福祉課	①物価高が続く中で令和6年度に新たに低所得世帯(住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯)になった世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯への支援を行うことで、低所得の子育て世帯の方々の生活を維持する。 ②令和6年度に新たに低所得世帯になった世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯への給付金 ③給付金総額 令和6年度に新たに低所得世帯になった世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯の当該児童数に対して50千円/人を支給 21人×50千円/人=1,050千円 ④令和6年度に新たに低所得世帯になった世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯(13世帯)	R6.6	R7.3	1,050	1,050	1,050					町が把握する対象世帯の100%に給付	HP 広報紙 個別通知
3	低所得世帯に対する物価高騰対応重点支援金給付事業(事務費)・低所得子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援金給付事業(事務費)	健康福祉課	①物価高が続く中で、No.1とNo.2の支援を行うために必要な事務経費 ②No.1とNo.2の支援を行うために必要な事務費 ③事務費 1,328千円 郵便料29千円、公金取扱手数料2千円、給付金システム運用支援業務委託1,297千円 ④No.1とNo.2の支援対象世帯(延べ115世帯)D欄その他988千円については全額一般財源	R6.6	R7.3	1,328	340	340				988	町が把握する対象世帯の100%に給付	—
4	物価高騰対応重点支援金調整給付事業	町民課	①定額減税可能額が、定額減税前の令和6年分所得税額(推計)または令和6年度町県民税所得割額を上回ると見込まれる場合(定額減税しきれないと見込まれる場合)、その差額を給付することで、定額減税と同様の支援を享受できる。 ②定額減税可能額が、定額減税前の令和6年分所得税額(推計)または令和6年度町県民税所得割額を上回ると見込まれる場合(定額減税しきれないと見込まれる場合)、その差額 ③給付金総額 2,676人、60,630千円 ④定額減税可能額が、定額減税前の令和6年分所得税額(推計)または令和6年度町県民税所得割額を上回ると見込まれる方(定額減税しきれないと見込まれる方)(2,676人)	R6.5	R7.3	60,630	60,630	60,630					町が把握する対象者の100%に給付	HP 広報紙 個別通知
5	物価高騰対応重点支援金調整給付事業(事務費)	町民課	①物価高が続く中で、No.4の給付を行うために必要な事務経費 ②No.4の給付を行うために必要な事務費 ③事務費 2,504千円 消耗品費65千円、郵便料309千円、公金取扱手数料31千円、電算処理委託1,021千円、システム使用料1,078千円 ④定額減税可能額が、定額減税前の令和6年分所得税額(推計)または令和6年度町県民税所得割額を上回ると見込まれる方(定額減税しきれないと見込まれる方)(2,676人(納税義務者数×扶養親族等を含まない)、429人)	R6.5	R7.3	2,504	2,504	2,504					町が把握する対象世帯の100%に給付	—
6	住民税非課税世帯給付金給付事業【物価高騰対策給付金】	健康福祉課	①物価高が続く中でR6年度において住民税非課税世帯に対し支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②R6年度において住民税非課税世帯への給付金 ③給付金総額 ア)R6年度において住民税非課税世帯に対し30千円を支給 550世帯×30千円/世帯=16,500千円 イ)当該世帯の世帯員である18歳以下の児童一人あたり20千円を支給 36人(22世帯)×20千円/人=720千円 計17,220千円 ④令和6年度において住民税非課税世帯(延べ572世帯)	R7.1	R7.3	17,220	17,220	17,220					町が把握する対象世帯の100%に給付	HP 広報紙 個別通知
7	住民税非課税世帯給付金給付事業(事務費)	健康福祉課	①物価高が続く中で、No.6の支援を行うために必要な事務経費 ②No.6の支援を行うために必要な事務費 ③事務費 1,493千円 郵便料164千円、公金取扱手数料51千円、給付金システム運用支援業務委託1,278千円 ④No.6の支援対象世帯(延べ572世帯)D欄その他143千円については全額一般財源	R7.1	R7.3	1,493	1,350	1,350				143	町が把握する対象世帯の100%に給付	—
合計						94,425	93,294	93,294	0	0	0	1,131		